

勤労市民ニュース

平成 21 年 9 月 30 日 NO.87
編集発行 鎌倉市市民活動課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内
電話 0467-47-1771
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>



従業員の雇用維持を図る事業主を支援するための 助成金・給付金・奨励金についてお知らせします。

●【雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給されます。中小企業主向けには助成内容等を拡充しています。

◆支給対象◆ 支給対象事業主：雇用保険適用事業所

支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

●【残業削減雇用維持奨励金】

残業削減により労働者の雇用の維持を図る事業主に対して支給されます。本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要があります。

●【若年者等正規雇用化特別奨励金】

「年長フリーター及び 30 代後半の不安定就労者」又は「採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等」を正規雇用する事業主が、一定期間毎に引き続き正規雇用している場合に支給されます。対象者を雇い入れた場合、中小企業は 100 万円、大企業は 50 万円が支給されます。

◆正規雇用する場合とは◆ 『雇用期間の定めのない雇用であって、1 週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の者を除く。）として雇用する場合』を指します。

●【派遣労働者雇用安定化特別奨励金】-平成 24 年 3 月 31 日まで-

6 か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に従事した派遣労働者を、その労働者派遣の期間の終了の日までの間（労働者派遣の期間の終了の日までの間に、内定又は労働契約の申込みをした場合であって、その就業開始日が労働者派遣の期間の終了の日の翌日から起算して 1 か月以内であるときを含みます。）に、無期又は 6 か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）の労働契約を締結して直接雇い入れる事業主に対して支給されます。

その他、【介護未経験者確保等助成金】【介護労働者設備等整備モデル奨励金】【高齢者雇用開発特別奨励金】【離職者住居支援給付金】【受給資格者創業支援助成金】【労働移動支援助成金】等があります。

受給のための要件や申請手続き等については、お問合せください。

<お問合わせ先> 神奈川県労働局 職業安定部職業対策課 ☎045-650-2801

<http://www.kana-rou.go.jp/>

『障害者雇用促進法』改正のポイント

平成 21 年 4 月 1 日から段階的に施行されます。

1 中小企業における障害者雇用の促進

①障害者雇用納付金制度（注 1）の対象事業主が拡大

- ・常用雇用労働者 201 人以上の事業主 平成 22 年 7 月から
- ・常用雇用労働者 101 人以上の事業主 平成 27 年 4 月から

※現行は経過措置により 301 人以上の事業主のみ

（注 1）障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給しています。

②雇用率の算定の特例

中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する仕組みを創設

※併せて、中小企業に対する支援策を充実、経過措置として負担軽減措置を実施

2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）を追加（平成 22 年 7 月から）。常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を 0.5 カウントとしてカウントすることとなります。

3 その他

特例子会社（☆）がない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設

（☆）障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

<お問合せ先> ハローワーク藤沢 ☎0466-23-8609

神奈川労働局職業安定部職業対策課 ☎045-650-2801

障害者合同面接会

ハローワーク藤沢・戸塚合同で、仕事を探している障害者の方と企業の面接会を開催します。

参加希望者は、9 月 24 日（木）までにハローワークにお申込みください。当日は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とそのコピー及び履歴書（複数）をお持ちください。障害は、症状が安定し、就労が可能な状態にある方に限ります。

日時：平成 21 年 10 月 1 日（木）午後 1 時～4 時（開場 12 時 30 分）

場所：秩父宮記念体育館 3 階メインアリーナ（藤沢市鵜沼東 8-2）

※車でご来場の場合は奥田公園の駐車場（有料）をご利用ください。

申込み ハローワーク藤沢 ☎0466-23-8609

適格退職年金制度は平成 24 年 3 月 31 日に廃止されます。

適格退職年金制度は廃止後、税制上の優遇措置を受けられなくなります。引き続き税制上の優遇措置を受けるためには、下図のような他制度に移行する必要があります。

《ご注意ください》

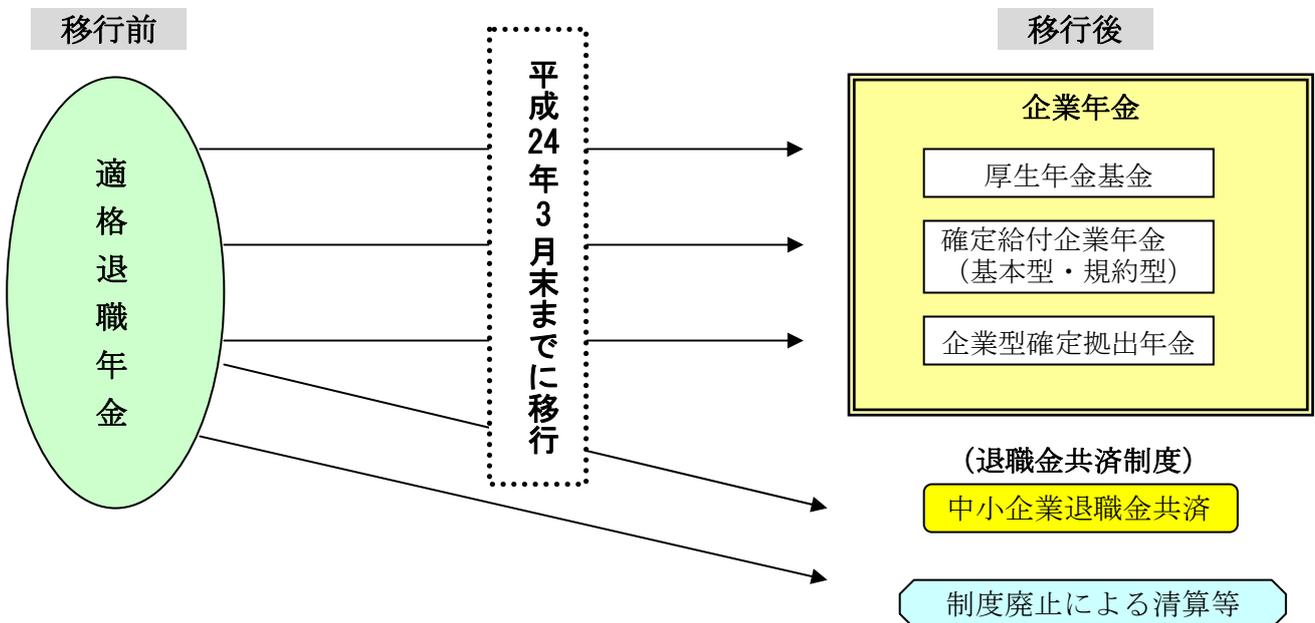
移行手続には1年ほどかかります。移行を検討されている場合は、お早めに手続きしてください。

手続き等のご相談は…関東信越厚生局健康福祉部年金課 ☎048-740-0782

適格退職年金移行相談センター（企業年金連合会）☎03-5401-8713

各受託機関（適格退職年金契約を締結している生命保険会社等）へ。

【適格退職年金から他制度への移行等】



中小企業退職金共済制度の掛金を補助

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業で働く従業員のための、国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、国から事業主に新規加入助成があります。

【市の補助制度】

市内の事業主が、新たに中退共制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した場合、国の助成に加え、市が掛金の一部（従業員1人当たり月額400円）を加入から3年間補助します。

【お問い合わせ先】 中退共本部 ☎03-3436-0151

勤労者福祉担当 ☎0467-47-1771



**親のための
ニート・フリーターの就職支援相談**

就労に悩む子どもを支えるご家族のための
キャリアカウンセラーによる個別相談です。

お子さんご本人の同伴も可能です。ご予約のうえ、お気軽にお越しください。

日時：平成 21 年 11 月 15 日（日）午前 10 時～午後 4 時 1 人（組）50 分。予約制・先着順

場所：レイ・ウェル鎌倉

申込：10/16(金)～11/13(金)に勤労者福祉担当（☎0467-47-1771）まで。

就 職 支 援 相 談

若者・中高齢者・女性等の求職者を対象に、
キャリアカウンセラーによる個別相談を行います。

日時：毎月第 2 日曜日・第 4 水曜日 午前 10 時～午後 4 時 1 人 50 分程度

場所：レイ・ウェル鎌倉

申込：社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター ☎0467-47-1771

※直近の相談日の予約のみ受け付けています。



**八都県市仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）
推進キャンペーン**

子育て期にある男性の長時間労働等の課題が生じている八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）では、「今こそワークライフバランス」をテーマに、定時退社の働きかけやワークライフバランス推進に関する宣言等の公募（平成 21 年 11 月 30 日（月）まで）などを行います。

＜お問合せ先＞ 神奈川県商工労働部雇用労政課 ☎045-210-5746

両立支援レベルアップ助成金のご案内



仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体の方へ助成金を支給しています。

- 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき → **代替要員確保コース**
- 育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき → **休業中能力アップコース**
- 小学校第 3 学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき → **子育て期の短時間勤務支援コース**
- 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行ったとき → **職場風土改革コース**
- 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき → **育児・介護費用等補助コース**

＜詳細は…＞ 財団法人 21 世紀職業財団 HP <http://www.jiwe.or.jp>

第31回「技能祭」が開催されます！

ご来場お待ち
しています。



鎌倉市技能職団体連絡協議会と市の共催により、第31回技能祭が開催されます。
参加組合による**展示・実演・即売・相談会**などを実施します。また、各組合からの**豪華商品**も当たる「**富くじ風抽選会**」も実施します。**見て・買って・体験できる！**どなたでも楽しめる催しです。鎌倉の職人さん達とのふれあいを楽しんでみませんか？

こんなコーナーがあります！

- ・大工体験教室 ・恐竜のタマゴ、光るドロダンゴ ・ステンシルペイント、色合わせ大会
- ・電気材料の廃材を使った万華鏡作り ・リサイクル自転車、自転車部品の販売
- ・自動車点検教室 ・模擬店 ・各種相談 **その他楽しいコーナーがたくさん！！**

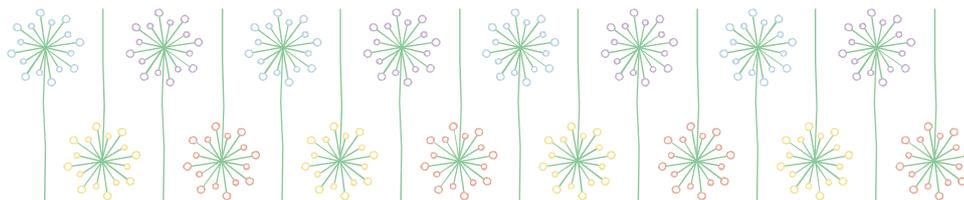
日時：平成21年10月18日（日）午前10時～午後2時【小雨決行】

場所：鎌倉市役所駐車場

※当日、駐車場はありません。公共交通機関等をご利用のうえご来場ください。

抽選券配付開始時間：午前10時・午後1時 各回先着200人

お問い合わせ：勤労者福祉担当（レイ・ウェル鎌倉内） ☎0467-47-1771



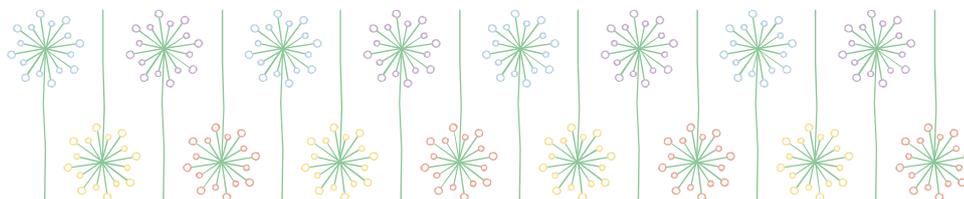
「労働動態調査」にご協力をお願いします

市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で、「労働動態調査」を実施しています。

無作為に抽出した800事業所を対象に11月中旬に調査票を送付し、記入・返送をお願いしています。回答いただきました内容は調査目的以外には使用いたしません。調査対象となりました事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、昨年の調査結果は、『鎌倉市の労働事情 平成20年度』として、支所等で配付しました。また、市のホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/index.html>) にも掲載しています。

〔お問い合わせ〕 勤労者福祉担当 ☎0467-47-1771



平成 21 年度（第 60 回）全国労働衛生週間

「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」

全国労働衛生週間は、10月1日から7日までを本週間として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るものです。

昨年の業務上疾病による被災者（全国）は8,874人であり、平成16年以降増加しています。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年は51.3%に上っています。さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っています。

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/za/0728/a75/a75.pdf>

緊急 街頭労働相談会

職場でお困りのことありませんか？解雇、賃金不払い、セクハラ、年金などの相談に無料でおこたえます。労働関係資料も配布します。

鎌倉市・神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター・神奈川県社会保険労務士会藤沢支部の共催です。

日時：平成21年10月29日（木）午後1時～7時

場所：大船ルミネウイング3階正面入口横

相談員：社会保険労務士・県職員

どうぞお気軽に
お立ち寄りください



「レイ・ウェル鎌倉」では、次の相談を行っています。

①メールによる労働相談

市のホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.htm>) からアクセスしてください。

②労働相談

労働問題、社会保険、労働保険など職場の様々な問題や年金問題に対して社会保険労務士が相談を受けます。

相談日・時間：毎月第1、第3日曜日 午後1時～午後4時

③労働法律相談

勤労者の日常直面する法律問題に対し、豊富な経験を持つ弁護士が懇切にアドバイスします。

相談日・時間：毎月第2、第4金曜日 午後1時～午後4時

④メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活のストレスで悩んでいる方・その同僚や家族の方に産業カウンセラーが相談を受けます。

相談日・時間：毎月第2土曜日 午後1時～午後5時

②～④は予約が必要です。【予約】(社)鎌倉市勤労者福祉サービスセンター ☎47-1771